

めむろみなくる商店会 規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、会員の相互扶助の精神を基盤とし、地域住民にとって分かりやすく、そのニーズに応える魅力的な商店街の実現を目指す。もって、消費者への質の高いサービス提供と効果的な販売促進を図り、会員おのこの事業の健全な発展に貢献する。さらに、地域内経済の活性化に寄与するとともに、地域の象徴として社会に貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、めむろみなくる商店会と称する。

(事 務 所)

第 3 条 本会の事務所は、芽室町商工会内に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ポイントの発行及び還元
- (2) 商店街振興に関する事業
- (3) 販売促進・収益事業に関する事業
- (4) 消費者へのサービス及び販売促進に関する事業
- (5) 商工会が行う商工業振興に関する事業への協力
- (6) その他、目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 会員たる資格を有する者は、町内に事業場を有する事業者とする。

(会員の種類)

第 6 条 本会の会員は、次の 3 種類とする。

- (1) 正会員は、商工会員であって中小企業基本法に定められている中小企業者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、事業の実施に協力しようとする事業者とする。
- (3) 特別会員は、事業規模にて役員会の決するところによる事業者とする。

(加 入)

第 7 条 会員の資格あるものは、別に定める手続により役員会の議を経て加入できる。

2. 加入日は役員会の承認を得た翌月とする。

(自由脱退)

第 8 条 本会は、あらかじめ本会に通知したうえで、脱退することができる。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の事由により、その資格を失う。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡、又は解散した場合
- (3) 役員会の議決で除名された場合

(権利の消失)

第10条 会員たる資格を失った者及び会員の都合により本会を脱退したものについては、負担金等は一切返戻しない。

2. 諸般の事情により事業の一時休止をする会員については、所定の用紙（休会届）により届出がなされた後、役員会で承認された場合は休会を認める。但し、負担金等は一切返戻しないものとし、休会期間については会員たる権利を行使できないものとする。
3. 退会者は、退会前の負担金を完納する義務を負い、本会に対する一切の権利を失う。
4. 退会者は、退会后、速やかに端末機及び、未使用カード等を返還する。

(届 出)

第11条 本会は、次の各号の一に該当するときは、即時に本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人たる会員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役 員)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	9名
監 事	2名

(任 期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任を妨げない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
3. 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。
4. 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員選任)

第15条 役員は、総会において会員の互選により選任し、又は解任する。

(職 員)

第16条 本会に、職員を置くことができる。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、会長の指揮を受けて本会の会務を処理する。

第 5 章 総 会、役 員 会 及 び 委 員 会

(総 会)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とし、会長が召集する。

2. 通常総会は毎事業年度終了後2か月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会の招集は、会日の1週間前までに会員に対し、会議の目的たる事項、日時、場所につき通知して行うものとする。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、出席した会員から会長が指名する。

(総会の議決事項)

第19条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。
- (3) 役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 本会の解散に関すること。
- (6) その他役員会において必要と認める事項

(総会の議事等)

第20条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2. 総会の決議について特別の利害関係を有するものは、議決権を行使することができない。この場合出席者に算入しない。

(役員会)

第21条 本会に役員会を置く。

2. 役員会は、会長、副会長、監事、理事の全員をもって組織する。
3. 役員会は、会長が招集する。
4. 会長が事故又は欠員のときは、副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ役員会において定めた順位により招集する。

(役員会の議事)

第22条 役員会の議事は、役員過半数が出席し、その過半数で決する。

(役員会の議長)

第23条 役員会の議長は、会長をもってあてる。

(役員会の議決事項)

第24条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

(委員会)

第25条 本会は、その事業の執行に関し、役員会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、役員会で定める。

第6章 事業等の運営支援

(事業等の運営支援)

第26条 本会の一部事務処理及び事業の運営支援は、芽室町商工会が担う。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経 費)

第28条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、事業収入、その他をもって充てる。

第 8 章 解 散 及 び 清 算

(解 散)

第29条 本会は、次の場合解散する。

- (1) 総会において解散の決議をした場合
- (2) 破産した場合
2. 解散による清算及び財産の処分については、総会の議決による。
3. 解散後であっても総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において会員に賦課金を課すことができる。

附 則

この規約は、本会の成立の日（平成28年4月13日）から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この規約の全部改正は、令和7年5月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。